

議案第102号

石岡市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月27日 提出

石岡市長 今泉文彦

提案理由

消防長の資格について見直すことに伴い、所要の改正を行うため。

石岡市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例

石岡市消防長及び消防署長の資格を定める条例（平成26年石岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「，消防本部の次長の職又は消防署長の職に」を「，消防本部の次長の職，消防署長の職又は消防本部の課長の職に」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

